

## 県産材利用の制度化の検討状況

### 【平成27年度の主な取り組み状況】

制度設計を検討するためのワーキンググループの設置に先行して  
情報収集を行うため、先進地視察を実施

視察先：東京都港区役所

#### みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 概要（抜粋）

港区内で建てられる建築物等に国産木材の使用を促すことで、  
区内での二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）固定量の増加と国内の森林整備の  
促進によるCO<sub>2</sub>吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献する制度

[木材使用量の基準値] 床面積1m<sup>2</sup>につき0.001m<sup>3</sup>以上の国産材の使用を義務化  
対象：区内で延べ床面積5,000m<sup>2</sup>以上の建築を行う建築主

### 【視察結果の概要】

#### | 制度設計について |

- ・ CO<sub>2</sub>固定認証制度として、「みなとモデル」の検討を平成20年度に開始
- ・ 制度の基本設計、バックデータの収集等はシンクタンク（三菱総研）に委託
- ・ 外部委員による制度設計委員会を設置して検討
  - メンバーは10名（学識経験者・木材業界・NPO）
  - ・ 対象となる建築物を床面積5,000m<sup>2</sup>以上としたのは、  
大手ゼネコンが区内で建てる建築物の7割が5,000m<sup>2</sup>以上であったことが理由
  - ・ 基準値（床面積1m<sup>2</sup>あたり0.001m<sup>3</sup>使用）は、ゼネコンへのヒアリングにより決定

#### | 港区担当者からの意見 |

- ・ CO<sub>2</sub>固定を目的とした制度であったことから、住民の理解を得られた。
- ・ 港区は都市部であるため、住民自らがCO<sub>2</sub>を排出しているという意識が高く、  
CO<sub>2</sub>固定を目的とした制度に対しては、反対しにくい環境
- ・ **木材利用のみを目的としていた場合、制度化は困難であった可能性が高い。**

### 【今後の取り組み予定】

平成28年度 平成27年度に行った情報収集を踏まえ、奈良県の実情に応じた  
制度設計を研究・検討するため、有識者によるWGを設置